

平成28年12月定例会 原案可決・賛成多数

議案第10号

30人以下学級を標準とする教職員定数改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成28年12月16日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 諸 越 裕

## 30人以下学級を標準とする教職員定数改善を求める意見書

現在の学校教育の現場は、いじめや暴力、不登校等の多くの困難な課題を抱えるなかで、新しい学習指導要領によって授業時数や指導内容が増加するなど、多忙を極めている。少子化によって児童生徒数が減少している状況ではあるが、教職員が複雑化・困難化する子どものニーズにきめ細かく対応し、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出すためには、教育投資を拡大し教職員数を増加させるなどの環境整備が強く求められる。

一方で教職員の定数は、第7次教職員定数改善計画（2001～2005年度）後、10年間にわたって国による改善が行われていない現状にある。日本の1学級・教員1人あたりの児童・生徒数はいまだ他の先進国と比べて低い水準にあり、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏付けされた教職員定数の改善が求められる。

財務相の諮問機関である財政制度等審議会財政制度分科会において、財務省は教職員定数を削減する案を示している（2016年11月）が、専ら少子化を理由にして財政削減を図るための定数削減であり、教育現場のかかる課題に応えるものとはなっていない。

教職員定数は、社会構造や教育内容の変化、特別支援や通級指導を受ける児童生徒や日本語指導の必要な児童生徒の増加など、教育現場の抱える課題を踏まえた改善が必要である。国は、義務標準法を改正し、30人以下の少人数学級の拡大を早期に実現するとともに学級編制の標準及び教職員の定数を、計画的かつ確実に改善していくべきである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

子どもたちの教育環境改善のために、30人以下学級を標準とする教職員定数の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月16日

郡山市議会